

精神障害者の交通運賃に関する意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきた。運賃割引を実施している交通機関等事業者は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路に及んでいる。

しかし精神障害者については、平成9年から10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃の割引を求めて大規模な署名運動を実施したが実現せず、以後、全国的には路線バス、民間鉄道などで割引を実施するところが増えるに留まっている。

なお、現在の家族会組織である全国精神保健福祉会（以下「全福連」）が平成27年から平成28年にかけて行なった請願署名活動では、62万余筆の署名を集めて国会請願したものの委員会で審査未了となるなど、精神障害者を除外するという体制は基本的には変わっていない。

全福連が署名活動に先立って実施した全国の精神障害者に対するアンケートの調査結果（回答者4,800人）によると、精神障害者の1カ月平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上った。そして交通費の負担が大変なため「作業所へ行くのをやめた。」「どこにも出かけないようにしている。」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになった。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に国連で締結した障害者の権利に関する条約第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規制、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。」とうたっている。

精神障害者の自立や社会参加の機会をより一層推進するためにも、障害者の交通運賃割引制度の対象から精神障害者だけを除外することなく、上記の障害者の権利に関する条約の理念や趣旨に沿うべきであると考えます。

よって、国においては、精神障害者にも身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が速やかに実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成29年3月14日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
国土交通大臣
厚生労働大臣

殿